

井上 明先生略歴・主要業績

(2009年10月1日現在)

略 歴

昭和13年 3月27日	栃木県那須郡西那須野町に生れる。
昭和37年 3月	一橋大学法学部卒業。(企業勤務を経て)
昭和42年 3月	一橋大学大学院経済法研究科修士課程修了
昭和42年 4月	東京商船大学商船学部助手
昭和44年 4月	東京商船大学商船学部専任講師
昭和46年10月	東京商船大学商船学部助教授
昭和47年 4月	成城大学経済学部助教授
昭和51～52年	リヨン第三大学(比較法研究所)客員研究員
昭和52年 4月	成城大学法学部助教授
昭和55年 4月	成城大学法学部教授
昭和62年 4月	成城大学大学院法学研究科教授
平成元年	リヨン第三大学(比較法研究所)客員研究員 パリ第二大学客員研究員
平成20年 3月	成城大学定年退職
平成20年 4月	成城大学名誉教授

主要業績

一 著書

1. 「法律問題の基礎知識」(共著) 有斐閣(1972年)
2. 「会社法務大辞典」(共著) 中央経済社(1984年)
3. 「取締役の権限と責任 法的地位の総合分析」(共著) 中央経済社(1994年)

二 論文

〔Ⅰ〕 方法論

1. 「契約前交渉の不当破棄に関する若干の考察(一)」(成城大学「経済研究」54号・1976年, 55 - 73頁)
2. 「比較法方法論 機能的比較法における比較対象の決定方法」(成城学園80周年記念・成城大学法学部20周年記念「21世紀を展望する法学と政治学」信山社1999年, 47 - 97頁)
3. Une méthode pour déterminer les objets de comparaison du point de vue du droit comparé fonctionnel – en tant que celle qui concerne l'étude comparative pour élaborer la notion nouvelle de la société de façade dans le principe juridique japonais de la remise en cause de la personnalité juridique de la société de façade – (SEIJO LAW REVIEW, No. 77, 2008, P. 1-34 (294-261)).

〔Ⅱ〕 会社法人格否認の法理

1. 「フランス法における会社の和議又は破産手続きの会社指揮者への伸張」(田中誠二先生米寿記念論文「現代商事法の重要問題」経済法令研究会1984年, 290 - 302頁)
2. 「仏法, 和議・破産に関する1967年7月13日法律第99条は, 法人格異別性濫用の比較法的研究における比較の対象となり得るか」(喜多了祐先生退官記念論文集「商事法の現代的課題」中央経済社1985年, 121 - 137頁)
3. 「形骸に基づく法人格否認の法理, に関する日仏間の比較法的研究」(日本私法学会「私法」49号・1987年, 194 - 201頁, 欧文240 - 238頁)
4.
 - (1). 「形骸に基づく法人格否認の法理における形骸概念の再構成(一) - 日仏法間の比較を中心として - 」(「成城法学」25号・1987年, 1 - 33頁)

- (2) . 「形骸に基づく法人格否認の法理における形骸概念の再構成（二）
- 日仏法間の比較を中心として - 」（「成城法学」26号・1987年，
31 - 126 頁）
- (3) . 「形骸に基づく法人格否認の法理における形骸概念の再構成（三）
- 日仏法間の比較を中心として - 」（「成城法学」30号・1989年，
41 - 105 頁）
- (4) . 「形骸に基づく法人格否認の法理における形骸概念の再構成（四）
- 日仏法間の比較を中心として - 」（「成城法学」35号・1990年，
43 - 91 頁）
- (5) . 「形骸に基づく法人格否認の法理における形骸概念の再構成（五）
- 日仏法間の比較を中心として - 」（「成城法学」40号・1992年，
27 - 58 頁）
- (6) . 「形骸に基づく法人格否認の法理における形骸概念の再構成（六）
- 日仏法間の比較を中心として - 」（「成城法学」41号・1992年，
31 - 119 頁）
- (7) . 「形骸に基づく法人格否認の法理における形骸概念の再構成（七）
- 日仏法間の比較を中心として - 」（「成城法学」52号・1996年，
107 - 174 頁）
- (8) . 「形骸に基づく法人格否認の法理における形骸概念の再構成（八）
- 日仏法間の比較を中心として - 」（「成城法学」55号・1998年，
105 - 135 頁）
- (9) . 「形骸に基づく法人格否認の法理における形骸概念の再構成（九）
- 日仏法間の比較を中心として - 」（「成城法学」58号・1998年，
65 - 128 頁）
- (10) . 「形骸に基づく法人格否認の法理における形骸概念の再構成（十）
- 日仏法間の比較を中心として - 」（「成城法学」61号・2000年，
127 - 159 頁）
- (11) . 「形骸に基づく法人格否認の法理における形骸概念の再構成（十一）
- 日仏法間の比較を中心として - 」（「成城法学」62号・2000年，

163 - 210 頁)

- (12) . 「形骸に基づく法人格否認の法理における形骸概念の再構成 (十二)
- 日仏法間の比較を中心として - 」(「成城法学」65号・2001年, 67
- 124 頁)
- (13) . 「形骸に基づく法人格否認の法理における形骸概念の再構成 (十三)
- 日仏法間の比較を中心として - 」(「成城法学」69号・2002年,
185 - 234 頁)
- (14) . 「形骸に基づく法人格否認の法理における形骸概念の再構成 (十四)
- 日仏法間の比較を中心として - 」(「成城法学」73号・2005年,
1 - 42 頁)
- (15) . 「形骸に基づく法人格否認の法理における形骸概念の再構成 (十五)
- 日仏法間の比較を中心として - 」(「成城法学」76号・2007年,
1 - 59 頁)

〔Ⅲ〕取締役の善管注意義務・忠実義務

1 .

- (1) . 「英米法上の『忠実義務』と仏法上の『善良な家父の注意を尽くすべき義務』(一)」(「成城法学」45号・1993年, 77 - 111 頁)
- (2) . 「英米法上の『忠実義務』と仏法上の『善良な家父の注意を尽くすべき義務』(二)」(「成城法学」46号・1994年, 99 - 168 頁)

2 . 「取締役の会社に対する責任 - 忠実義務と善管義務 - 」(田中誠二先生追悼論文集「企業の社会的役割と商事法」経済法令研究会1995年, 193 - 206 頁)

〔Ⅳ〕企業結合

- 1 . 「フランスにおける局外株主の情報」(「成城法学」1号・1978年, 27 - 47 頁)
- 2 . 「フランス法における局外株主の保護手段」(「成城法学」2号・1978年, 33 - 57 頁)

3. 「フランス法における支配権の譲渡の際の局外株主の保護」(「成城法学」3号・1979年, 1 - 25頁)
4. 「フランスにおける会社グループに関するクステ法案, についての若干の考察」(「成城法学」7号・1980年, 1 - 67頁)
5. 「フランス法における局外株主の保護」(吉永榮助先生古稀記念「進展する企業法・経済法」中央経済社・1982年, 131 - 157頁)

〔V〕 海商法

1. 「傭船契約と矛盾する船荷証券の裏書を受けた荷受人たる傭船者と船主間の法律関係」(「東京商船大学研究報告(人文科学)」21号・1970年, 51 - 70頁)
2. 「離路と債務不履行に基づく解除」(「東京商船大学研究報告(人文科学)」22号・1971年, 15 - 39頁)
3.
 - (1). 「滞船料に関する一考察① - 船積陸揚遅滞と損害賠償 - 」(成城大学「経済研究」40号・1972年, 135 - 155頁)
 - (2). 「滞船料に関する一考察② - 船積陸揚遅滞と損害賠償 - 」(成城大学「経済研究」42号・1973年, 143 - 164頁)
 - (3). 「滞船料に関する一考察③ - 船積陸揚遅滞と損害賠償 - 」(成城大学「経済研究」43号・1973年, 111 - 126頁)

〔VI〕 証取法, その他

1. 「内部者取引規制, 諸外国における規制の状況 - フランス - 」(改正証取法と金融先物取引法の解説と研究「金融・商事判例」増刊号 806号・1988年, 71 - 77頁)
2. 「各国会社法の動向 - フランス - 」(商法・有限会社法改正法の研究「金融・商事判例」増刊号 856号・1990年, 175 - 183頁)
3. 「諸外国における監視・監督機構 - フランス - 」(金融・証券不祥事の法的改善策の研究「金融・商事判例」増刊号 907号・1993年, 55 -

60頁)

〔VII〕 経済法

1.

- (1) . 「不当な取引制限における合意の立証に関する若干の考察 (一)」
(成城大学「経済研究」46号・1974年, 123 - 151頁)
- (2) . 「不当な取引制限における合意の立証に関する若干の考察 (二)」
(成城大学「経済研究」47・48合併号・1974年, 241 - 273頁)
- (3) . 「不当な取引制限における合意の立証に関する若干の考察 (三)」
(成城大学「経済研究」49号・1975年, 187 - 219頁)
- (4) . 「不当な取引制限における合意の立証に関する若干の考察 (四)」
(成城大学「経済研究」50号・1975年, 47 - 76頁)

〔VIII〕 民法

1. 「任意代理人による受託事務再委託に関する若干の考察」(「東京商船大学研究報告(人文科学)」18号・1968年, 1~31頁)

三 判例研究

1. 「海上危険の意義」(「損害保険判例百選」別冊ジュリスト70号・1980年, 192 - 193頁)
2. 「小規模同族株式会社と会社法人格形骸化に基づく法人格否認の法理」
(「金融・商事判例」614号・1981年, 49 - 54頁)
3. 「商法294条の検査役選任申請の要件 - 申請株主が平取締役である場合 - 」(「金融・商事判例」640号・1982年, 47 - 55頁)
4. 「法人格否認の法理により代表取締役たる株主の手形債務が会社に伸張された事例」(「金融・商事判例」656号・1982年, 47 - 55頁)
5. 「融通手形の振出と代表取締役の商法266条ノ3に基づく損害賠償責任」(「金融・商事判例」685号・1984年, 47 - 56頁)
6. 「財産混同は形骸化に基づく法人格否認の法理により有限会社の社員の

- 有限責任を否認するための必要条件ではないとされた事例」(「金融・商事判例」723号・1985年, 42 - 51頁)
7. 「仕入れ会社及び販売会社を使い分ける法人格濫用に基づく法人格否認により仕入れ会社の買掛金債務が販売会社に伸張した事例」(「金融・商事判例」1015号・1997年, 46 - 51頁)
 8. 「持分の相続と訴訟の承継」(「会社判例百選(第6版)」別冊ジュリスト149号・1998年, 192 - 193頁)